

## 小郡市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 小郡市

事 業 名 : 公共下水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

### 1. 事業概要

#### (1) 事業の現況

##### ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	宝満川処理区：昭和63年6月4日(28年) 筑後川中流右岸処理区：平成16年3月31日 (13年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法非適 平成29年4月1日(一部適用予定)
処理区域内人口密度	宝満川処理区：48.5人/ha 筑後川中流右岸処理区：44.6人/ha	流域下水道等への 接 続 の 有 無	有
処 理 区 数	2処理区(宝満川処理区・筑後川中流右岸処理区)		
処 理 場 数	本市は終末処理場を所有しておらず、宝満川流域下水道及び筑後川中流右岸流域下水道の各幹線へ接続し、福岡県が管理・運営を行う宝満川浄化センター及び福童浄化センターで汚水処理を行っています。		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	広域化：宝満川流域下水道へ接続(昭和60年度事業認可) 筑後川中流右岸流域下水道へ接続(平成6年度事業認可) 共同化：隣接する自治体との施設利用協定(筑紫野市、大刀洗町、佐賀県基山町)		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。  
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。  
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

##### ② 使用料

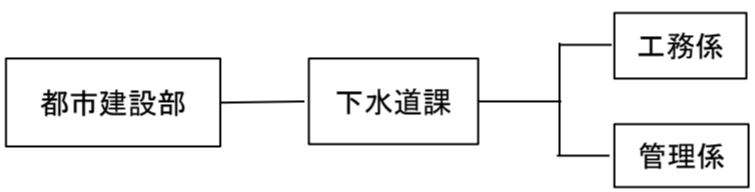
一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	○下水道使用料単価表(区分 1ヶ月)																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用水</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本使用料 5m<sup>3</sup>まで</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>従量使用料</td> <td>1m<sup>3</sup>につき</td> </tr> <tr> <td>6~10m<sup>3</sup></td> <td>+70円</td> </tr> <tr> <td>11~30m<sup>3</sup></td> <td>+190円</td> </tr> <tr> <td>31~100m<sup>3</sup></td> <td>+225円</td> </tr> <tr> <td>101~200m<sup>3</sup></td> <td>+265円</td> </tr> <tr> <td>201~500m<sup>3</sup></td> <td>+320円</td> </tr> <tr> <td>501m<sup>3</sup>以上</td> <td>+350円</td> </tr> </tbody> </table>	使用水	使用料	基本使用料 5m <sup>3</sup> まで	1,000円	従量使用料	1m <sup>3</sup> につき	6~10m <sup>3</sup>	+70円	11~30m <sup>3</sup>	+190円	31~100m <sup>3</sup>	+225円	101~200m <sup>3</sup>	+265円	201~500m <sup>3</sup>	+320円	501m <sup>3</sup> 以上	+350円
使用水	使用料																		
基本使用料 5m <sup>3</sup> まで	1,000円																		
従量使用料	1m <sup>3</sup> につき																		
6~10m <sup>3</sup>	+70円																		
11~30m <sup>3</sup>	+190円																		
31~100m <sup>3</sup>	+225円																		
101~200m <sup>3</sup>	+265円																		
201~500m <sup>3</sup>	+320円																		
501m <sup>3</sup> 以上	+350円																		

業務用使用料体系の概要・考え方	同上																			
その他の使用料体系の概要・考え方	<p>○井戸水の利用がある場合の汚水排出量(区分 1ヶ月)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">算定基準</th> </tr> <tr> <th>井戸水のみ利用</th> <th>井戸水と上水道を併用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">世帯人数</td> <td>1人</td> <td>16m<sup>3</sup></td> <td>上水道使用水量 +8m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>32m<sup>3</sup></td> <td>上水道使用水量+16m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>3人以上</td> <td>48m<sup>3</sup></td> <td>上水道使用水量+24m<sup>3</sup></td> </tr> </tbody> </table>						算定基準		井戸水のみ利用	井戸水と上水道を併用	世帯人数	1人	16m <sup>3</sup>	上水道使用水量 +8m <sup>3</sup>	2人	32m <sup>3</sup>	上水道使用水量+16m <sup>3</sup>	3人以上	48m <sup>3</sup>	上水道使用水量+24m <sup>3</sup>
		算定基準																		
		井戸水のみ利用	井戸水と上水道を併用																	
世帯人数	1人	16m <sup>3</sup>	上水道使用水量 +8m <sup>3</sup>																	
	2人	32m <sup>3</sup>	上水道使用水量+16m <sup>3</sup>																	
	3人以上	48m <sup>3</sup>	上水道使用水量+24m <sup>3</sup>																	
条例上の使用料*2 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,250	円	実質的な使用料*3 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,682	円													
	平成26年度	3,250	円		平成26年度	3,698	円													
	平成27年度	3,250	円		平成27年度	3,706	円													

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m<sup>3</sup>あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m<sup>3</sup>を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

### ③ 組織

職員数	13名 損益勘定職員:8名(課長1名、係長1名、係員6名) 資本勘定職員:5名(係長1名、係員4名)
事業運営組織	 <pre> graph LR     A[都市建設部] --&gt; B[下水道課]     B --&gt; C[工務係]     B --&gt; D[管理係] </pre>

### (2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	マンホール形式ポンプ場に係る管理業務を委託しています。
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

### (3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

※添付した「経営比較分析表」に補足事項等がある場合は記載すること。  
なし

## 2. 経営の基本方針

本市の豊かな自然環境である河川やため池などの水質汚染を防ぎ、安全で快適な市民生活を実現するために、下水道関連施設の整備を進めるとともに水洗化の促進を図ります。

### ①公共下水道の整備促進

市内の環境改善に大きく寄与している公共下水道の整備については、「小郡市汚水処理構想」に基づき、平成37年度整備完成に遅延が生じることのないよう進めていきます。また、大雨による家屋や道路冠水等を防ぎ、安全で快適な生活環境の形成を目的として、雨水幹線の整備も進めていきます。

### ②水洗化の促進

普及促進については、下水道未接続者への戸別訪問及び水洗化促進の文書を送付するなど水洗化率向上に向けた対応を行ってまいりましたが、更なる効率的、効果的な普及促進活動を行うことを目的として、下水道台帳システムにより水洗化情報のデータベース化を図ります。

### ③下水道施設の老朽化対策

下水道管の耐用年数は50年となっていますが、本市で最も古い管渠は40年以上が経過しています。そこで、管渠をはじめとした下水道施設の延命化と、その延命化や維持管理に要する費用の平準化を図ることを目的として、下水道ストックマネジメント計画を策定し、国の下水道ストックマネジメント支援制度を活用しながら、継続的に下水道施設の老朽化対策を進めていきます。

### ④下水道財政の健全化

下水道事業の債権管理の強化と合わせて、平成29年度から現在の単式簿記会計から複式簿記会計へ会計方式を切替え、よりきめ細やかな経営分析を基に下水道事業を進めていくための下水道財政経営基盤強化を図ります。

## 3. 投資・財政計画(収支計画)

### (1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

### (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

#### ① 収支計画のうち投資についての説明

##### ○投資の目標に関する事項

公共下水道事業(汚水事業)に関しては、平成37年度完了を目標年度としています。

##### ○管渠、処理場等の建設・更新に関する事項

建設改良費については、平成37年度整備完成までの面整備予定額(人件費含む)及び流域下水道事業建設負担金の推計値を計上しました。

##### ○その他

元利償還金については、起債償還表に基づき計上するとともに、今後の建設改良費を基に算出した償還額を加算しました。

#### ② 収支計画のうち財源についての説明

##### ○財源の目標に関する事項

主な収益的収入に関しては、下水道使用料及び一般会計からの繰入金となっています。安易に基準外繰入金を増加させないよう確実な使用料収納を目標とします。主な資本的収入に関しては、補助事業に係る国庫補助金及び企業債収入を平成37年度まで計画しています。

##### ○使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項

下水道使用料については、近年の実績値平均より見込んだ水洗化人口伸び率及び有収水量を基に算出しました。料金改定については加味しておらず、法適化後に見直しを実施します。

##### ○企業債に関する事項

企業債については、事業費(受益者負担金や国庫補助金の充当分を除く)の100%を計上しましたが、毎年度の元金償還金を超えない範囲で企業債を発行することにより企業債残高の低減を図ります。

##### ○繰入金に関する事項

一般会計繰入金については、繰出基準に基づき基準内繰入金を算出し、建設改良費のうち受益者負担金で賄えていない経費等を基準外繰入金として算出しています。また、平成30年度以降は、高資本費対策に要する経費に対する公費負担が無くなるため、下水道使用料で賄えない資本費についても、基準外繰入金として算出しています。

#### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

##### ○職員給与費に関する事項

現在の職員数は変えずに、平成28年度は予算ベースで算定し、以降は近年の実績より算定しました。

##### ○修繕費に関する事項

下水道施設の修繕・改築費用については、近年の実績より算定しました。

**(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要**

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

**① 今後の投資についての考え方・検討状況**

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	本市では、上水道料金及び下水道使用料について、前者は三井水道企業団、後者は小郡市下水道課においてそれぞれ賦課徴収業務を行っていましたが、平成29年6月から上水道のみを使用水とする対象者について、上水道料金と下水道使用料の一体徴収を行います。このことにより、窓口一本化に伴う市民の利便性の向上や事務経費の削減、収納率の向上等の効果が期待されます。
投資の平準化に関する事項	下水道ストックマネジメント計画を策定し、国の下水道ストックマネジメント支援制度を活用しながら、管渠をはじめとした下水道施設の延命化と、その延命化や維持管理に要する費用の平準化を図ります。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	該当なし
その他の取組	該当なし

**② 今後の財源についての考え方・検討状況**

使用料の見直しに関する事項	汚水処理費に対する経費回収率を見ると、平成27年度決算で95.4%と使用料で回収すべき経費を全て賄っていない状況であり、平成30年度には公費負担(高資本費対策に要する経費)分が大きく減少するため、さらに厳しい経営が続く見込みとなっています。更なるコスト削減を行うことは当然ですが、財源となる下水道使用料の適正化に努め、投資と財源のバランスのとれた事業の継続のために料金改定を検討する必要があると考えます。
資産活用による収入増加の取組について	該当なし
その他の取組	供用区域内における未水洗化世帯に対して下水道への早期接続を促進するためハガキや戸別訪問等による啓発の強化を行います。 滞納対策を強化し経営基盤の安定化、利用者間の負担の公平を図ります。

**③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況**

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	マンホール形式ポンプ場に係る管理業務を継続して委託します。
職員給与費に関する事項	サービス向上と事務量及び人件費のバランスを考慮し、最小限の人員で最大のサービスの供給ができるよう定員適正化に努めます。
動力費に関する事項	該当なし
薬品費に関する事項	該当なし
修繕費に関する事項	下水道施設の老朽化対策については、今後下水道ストックマネジメント計画を策定予定であるため計上していません。策定後に計画の見直しを実施します。
委託費に関する事項	該当なし
その他の取組	該当なし

**4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項**

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	平成29年度に地方公営企業法の一部適用により、官庁会計から企業会計へ移行します。移行後に事後検証及び見直しを行い、以降は5年ごとに更新を行います。
---------------------	---

# 経営比較分析表

福岡県 小郡市

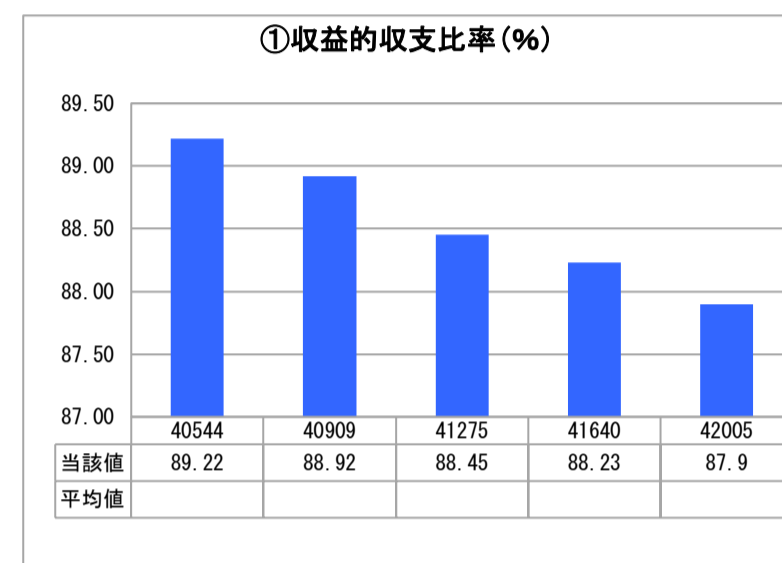
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	公共下水道	Bd2	
資金不足比率 (%)	自己資本構成比率 (%)	普及率 (%)	有収率 (%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金 (円)
-	該当数値なし	92.44	86.40	3,510

人口 (人)	面積 (km <sup>2</sup> )	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
59,296	45.51	1,302.92
処理区域内人口 (人)	処理区域面積 (km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
54,680	11.79	4,637.83

**グラフ凡例**

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)
- 【】 平成27年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



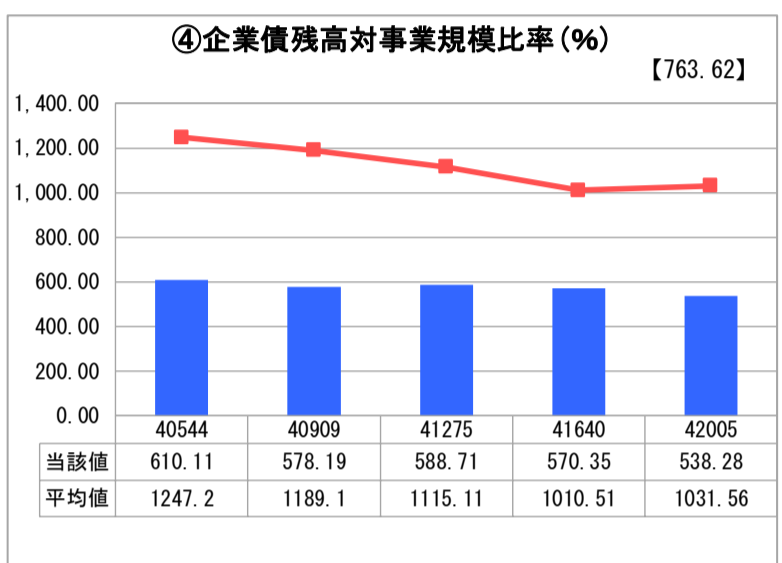
「単年度の収支」



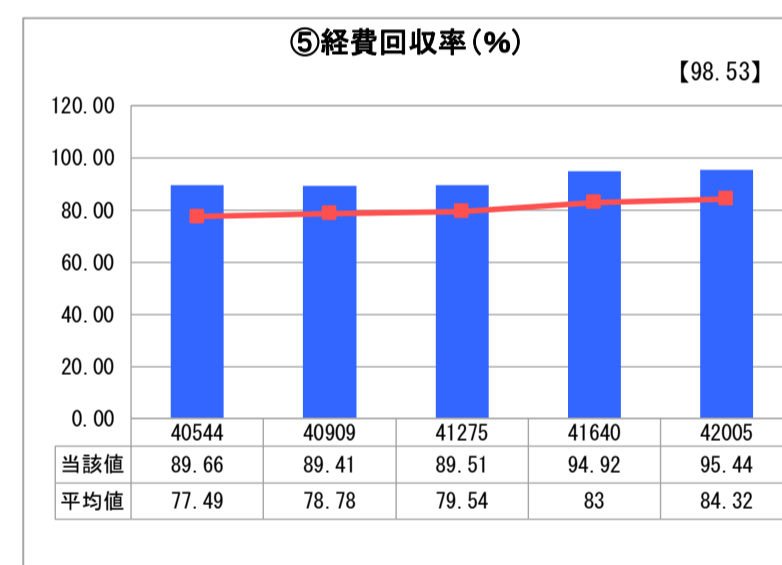
「累積欠損」



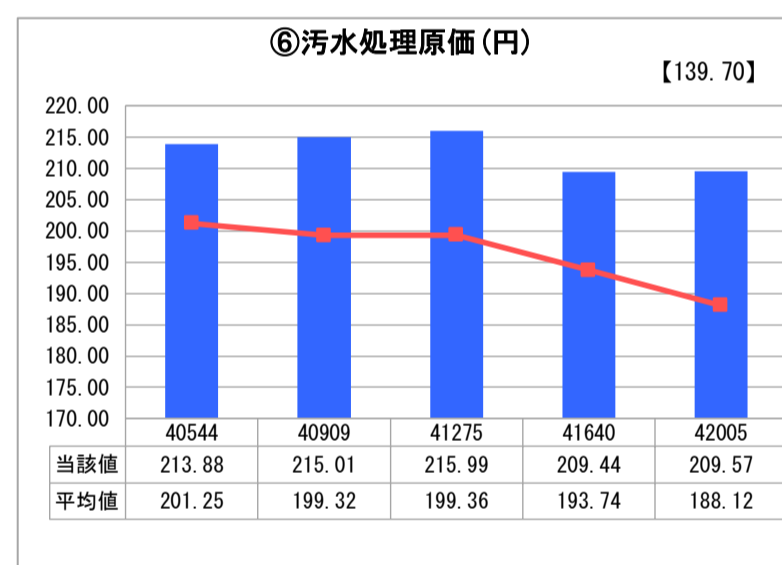
「支払能力」



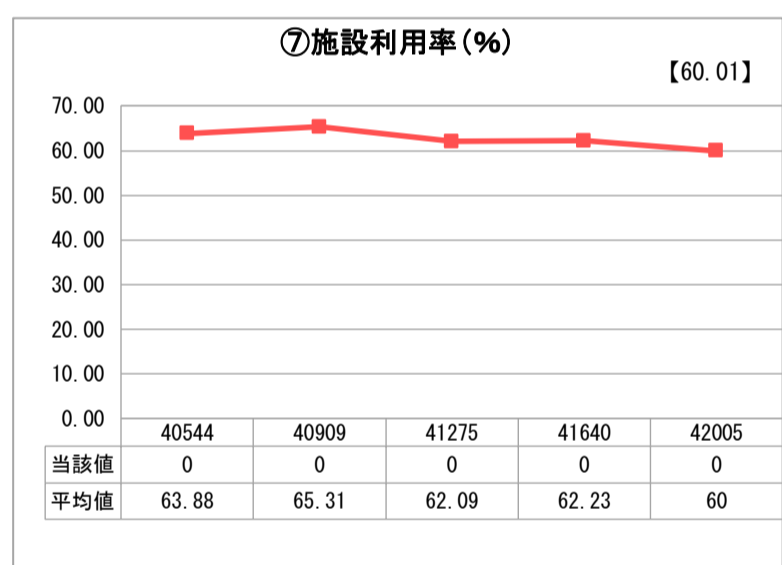
「債務残高」



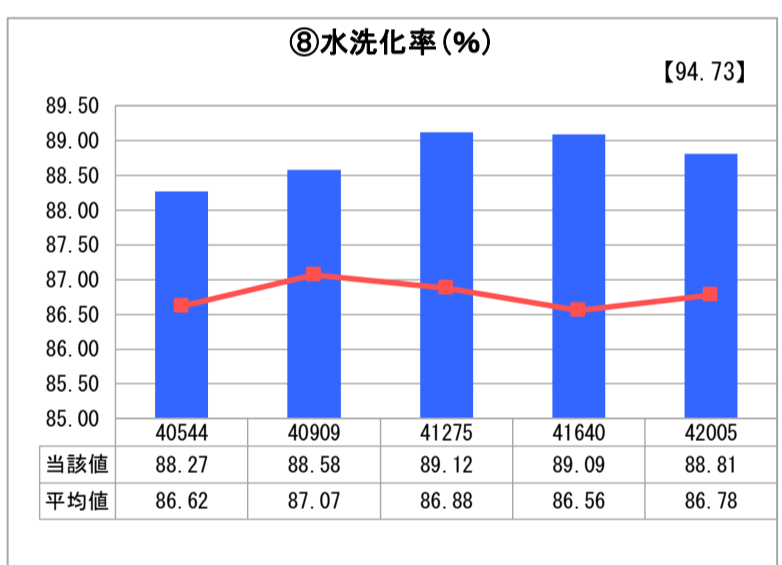
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」



「施設の効率性」



「使用料対象の捕捉」

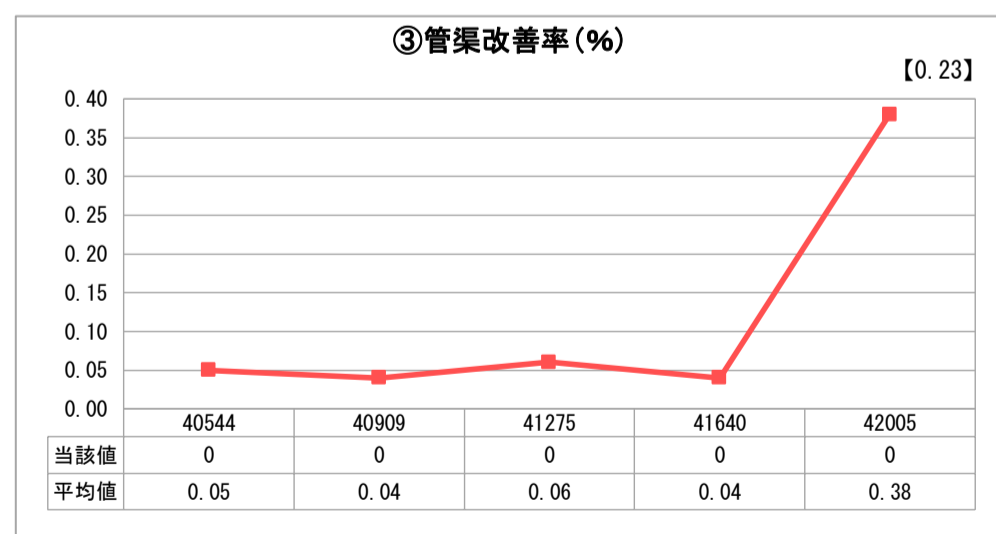
## 2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

①料金収入や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に地方債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表す収益的収支比率は、経年比較では、僅かではあるが低下傾向にある。比率が100%を割り込み、単年度収支が赤字になっている。使用料収入等の増加に比べ流域下水道に係る維持管理負担金や地方債償還金の増加の方が大きいことが比率低下の要因となっている。

④料金収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す企業債残高対事業規模比率は、経年比較では、低下傾向にある。類似団体との比較では良い。

⑤使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表す経費回収率は、経年比較では、上昇傾向にあり、類似団体との比較では良い。

⑥有収水量1mあたりの汚水処理費に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表す汚水処理原価は、経年比較では、僅かではあるが低下傾向にある。維持管理費の大半を流域下水道事業維持管理負担金が占めており、高い数値の要因となっている。また、接続促進等を行い有収水量の増加に努める必要がある。類似団体との比較では悪い。

⑧現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表す水洗化率は、経年比較では、ほぼ横ばいである。類似団体との比較では良い。

### 2. 老朽化の状況について

③当該年度に更新した管渠延長の割合を表す管渠改善率は、平成27年度は未実施のため0%である。小郡市が管理する下水道管渠のうち、整備開始当初に埋設された管路施設は約30年が経過している。下水道管渠の標準耐用年数は50年とされており、平成29年度からは、下水道ストックマネジメント計画に基づき、計画的かつ適正な維持管理を図る。

### 全体総括

経営改善のため今後も継続して下水道使用料の徴収強化を図り、未水洗化世帯に対してはがきや戸別訪問等による普及促進、早期接続啓発を行い、水洗化人口及び有収水量の増加を図る。また、今後は管渠の老朽化に伴い改築更新を進めていく必要があるため、管渠の適正な維持管理を行うことにより、長寿命化を図りライフサイクルの延長によるコスト削減を行っていく。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

# 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
収 益 的 収 入	1	総 収 益 (A)	1,369,866	1,383,967	1,434,717	1,402,373	1,350,162	1,365,736	1,387,385	1,410,038	1,430,094	1,445,627	1,461,125	1,474,685
	(1)	営 業 収 益 (B)	871,770	886,432	896,897	912,705	929,417	947,013	964,204	981,537	996,442	1,010,131	1,022,916	1,036,358
		ア 料 金 収 入	856,528	873,797	889,206	903,358	919,619	936,172	952,087	967,320	981,830	995,576	1,008,518	1,020,620
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
		ウ そ の 他	15,242	12,635	7,691	9,347	9,798	10,841	12,117	14,217	14,612	14,555	14,398	15,738
	(2)	営 業 外 収 益	498,096	497,535	537,820	489,668	420,745	418,723	423,181	428,501	433,652	435,496	438,209	438,327
		ア 他 会 計 繰 入 金	471,145	479,299	536,941	488,781	419,858	417,845	422,303	427,623	432,774	434,618	437,331	437,449
		イ そ の 他	26,951	18,236	879	887	887	878	878	878	878	878	878	878
	2	総 費 用 (D)	917,377	920,433	961,652	949,591	952,374	954,565	957,805	961,228	966,419	969,811	973,484	976,227
	(1)	営 業 費 用	687,254	699,417	742,302	742,665	745,753	750,740	755,753	760,471	765,804	770,853	775,915	779,693
		ア 職 員 給 与 費	43,763	49,217	53,762	48,800	48,800	48,800	48,800	48,800	48,800	48,800	48,800	48,800
		ウ ち 退 職 手 当												
		イ そ の 他	643,491	650,200	688,540	693,865	696,953	701,940	706,953	711,671	717,004	722,053	727,115	730,893
	(2)	営 業 外 費 用	230,123	221,016	219,350	206,926	206,621	203,825	202,052	200,757	200,615	198,958	197,569	196,534
	ア 支 払 利 息	230,123	221,016	219,350	206,926	206,621	203,825	202,052	200,757	200,615	198,958	197,569	196,534	
	ウ ち 一 時 借 入 金 利 息			500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	
	イ そ の 他													
3	収 支 差 引 (A)-(D) (E)	452,489	463,534	473,065	452,782	397,788	411,171	429,580	448,810	463,675	475,816	487,641	498,458	
資 本 的 収 入	1	資 本 的 収 入 (F)	867,438	1,022,259	1,324,028	1,174,029	1,050,991	1,046,579	1,097,168	1,214,383	1,110,281	1,134,638	1,144,339	1,094,860
	(1)	地 方 債	472,600	578,200	742,000	660,100	536,600	566,400	604,600	691,600	606,800	633,400	641,100	618,700
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債												
	(2)	他 会 計 補 助 金	140,109	179,916	186,729	209,929	256,891	240,179	237,568	242,783	249,481	247,238	241,739	237,160
	(3)	他 会 計 借 入 金												
	(4)	固 定 資 産 売 却 代 金												
	(5)	国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金	208,805	231,094	370,212	283,000	236,500	220,000	235,000	260,000	235,000	235,000	242,500	220,000
	(6)	工 事 負 担 金	45,924	33,049	25,087	21,000	21,000	20,000	20,000	20,000	19,000	19,000	19,000	19,000
	(7)	そ の 他												
	2	資 本 的 支 出 (G)	1,341,584	1,499,354	1,816,706	1,642,111	1,463,779	1,471,750	1,540,748	1,676,693	1,587,156	1,623,454	1,644,780	1,606,018
	(1)	建 設 改 良 費	706,365	845,261	1,142,064	951,370	777,149	783,958	840,501	952,067	840,842	867,192	882,192	837,192
		ウ ち 職 員 給 与 費	24,418	27,586	31,401	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000
	(2)	地 方 債 償 還 金 (H)	635,219	654,093	674,642	690,741	686,630	687,792	700,247	724,626	746,314	756,262	762,588	768,826
	(3)	他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
(4)	他 会 計 へ の 繰 出 金													
(5)	そ の 他													
3	収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 474,146	△ 477,095	△ 492,678	△ 468,082	△ 412,788	△ 425,171	△ 443,580	△ 462,310	△ 476,875	△ 488,816	△ 500,441	△ 511,158	

## 投資・財政計画 (収支計画)

収支再差引 (E)+(I) (J)	△ 21,657	△ 13,561	△ 19,613	△ 15,300	△ 15,000	△ 14,000	△ 14,000	△ 13,500	△ 13,200	△ 13,000	△ 12,800	△ 12,700
積立金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)	8,635	3,478	5,618									
前年度繰上充用金 (M)												
収益的支出に充てた地方債 (N)	16,500	15,700	15,200	15,300	15,000	14,000	14,000	13,500	13,200	13,000	12,800	12,700
収益的支出に充てた他会計借入金 (O)												
形式収支 (J)-(K)+(L)-(M)+(N)+(O) (P)	3,478	5,617	1,205	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度へ繰り越すべき財源 (Q)	3,006	4,412										
実質収支 (P)-(Q)	472	1,205										
赤字 (R)												
赤字 (S)												
赤字比率 ( $\frac{(S)}{(B)-(C)} \times 100$ )												
収益的収支比率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	88	88	88	86	82	83	84	84	84	84	85	85
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 (T)												
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (U)	871,770	886,432	896,897	912,705	929,417	947,013	964,204	981,537	996,442	1,010,131	1,022,916	1,036,358
地方財政法による資金不足の比率 ((T)/(U)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (V)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (W)												
健全化法施行令第17条により算定した規程 (X)												
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((V)/(X)×100)												
他会計借入金残高 (Y)												
地方債残高 (Z)	11,645,413	11,585,220	11,667,778	11,652,437	11,517,407	11,410,015	11,328,368	11,308,842	11,182,528	11,072,666	10,963,978	10,826,552

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度											
	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
収益的収支分	485,891	487,584	543,858	497,723	429,251	428,271	434,005	441,425	446,971	448,758	451,314	452,772
うち基準内繰入金	485,891	487,584	543,858	497,723	429,251	428,271	434,005	441,425	446,971	448,758	451,314	452,772
うち基準外繰入金												
資本的収支分	140,109	179,916	186,729	209,929	256,891	240,179	237,568	242,783	249,481	247,238	241,739	237,160
うち基準内繰入金	120,578	129,764	139,576	140,416	138,189	138,562	139,835	141,822	143,739	144,646	149,355	152,082
うち基準外繰入金	19,531	50,152	47,153	69,513	118,702	101,617	97,733	100,961	105,742	102,592	92,384	85,078
合 計	626,000	667,500	730,587	707,652	686,142	668,450	671,573	684,208	696,452	695,996	693,053	689,932